

介護保険事業所等での事故発生時の報告等について

○介護保険サービスにおいては、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、担当のケアマネジャーに連絡を取らなければならないとされています。

○事故報告書は、何があったか、何が原因だったか、対策として何が必要なのかを示すものです。発生した事実を速やかに情報共有し、その後の適切な対応に活かすためのものです。

○第1報は5日以内、第2報は概ね2週間以内に報告してください。

1. 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行うサービス提供中の利用者の事故及びサービス提供に関連する利用者の事故とする。

2. 報告すべき事故の種類及び範囲

(1) サービス提供中の利用者のケガ又は死亡事故（医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故）

事故とは、死亡事故、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥、誤薬等サービス提供時の事故により、医療機関で受診した場合、又は入院した場合で、新たに心身に障害が加わるおそれや、介護保険の介護度が現在より重度になる恐れがあるものを原則とする。

(注1)「サービス提供中」とは、送迎、通院等の間の事故も含む。在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、「サービス提供中」に含まれるものとする。

(注2)ケガの程度については、医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となったものとする。ただし、念のための受診は除く。

(注3)介護保険事業者の過失の有無は問わない（利用者の自己過失による事故であっても、注2に該当する場合は報告すること。

(注4)利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるとき（トラブルになる可能性があるとき）は、報告すること。

(2) 職員（従業者）の法令違反、不祥事等の発生

利用者の処遇に影響のあるもの（例：利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失、FAXの誤送信、郵送書類の誤送付など）については報告すること。

(3) 火災等の発生

火災、地震、風水害等の災害により利用者へのサービス提供に影響するもの。
(地震、風水害による被害は、別途「被害状況報告書」により報告する。)

(4) その他

ア 行方不明

速やかに周辺や心当たりがある場所を探し、それでも見つからずに外部への協力を求めたとき。

イ 食中毒及び感染症、結核等の発生については、本報告書の対象から除外します。

令和5年6月20日付介保第90号(奈良県福祉医療部医療・介護保険局介護保険課長)高齢者施設等における感染症等発生報告書についてにより報告を行ってください。

3. 報告の手順

(1) 事故発生時の第1報

事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等への連絡及び所要の関係貴課へも報告・連絡を行うとともに少なくとも別紙様式の内の 1 から 6 の項目まで について、可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に報告すること。

(2) 追加報告及び最終報告

その後、状況の変化等必要に応じて追加報告を行い、原因分析や再発防止等については、作成次第報告すること。第2報は概ね2週間以内に報告すること。事故処理が終了した時点で、その後の処理の経過について最終報告を行うこと。

また、事故処理が長期化する場合には、適宜、途中経過の状況について報告すること。

4. 報告先

サービスを提供中に事故が発生した場合には、事業者は、利用者の保険者である市町村と、所在地がその市町村と異なる場合には事業所等の所在する市町村及び奈良県へ報告する。

5. 提出方法

メールまたは郵送(持参も可)による提出とする。

提出先メールアドレス(川西町長寿介護課)

tyoujyu-kaigo@town.nara-kawanishi.lg.jp